

## 加茂市教育委員会共催及び後援に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加茂市教育委員会（以下「委員会」という。）が、加茂市（以下「市」という。）以外の団体等と共催又は後援を行う事業に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 「共催」とは、委員会単独での事業の実施と比較し、委員会と団体等がともに主体となって事業を行うことにより、市民への事業効果が明らかに向上されると教育委員会が認めた場合に、委員会と団体等の双方が企画又は運営に参画し、経費等の負担の有無を問わず、共同主催者としてともに責任を担い、事業を行うことをいう。

2 「後援」とは、委員会が事業の企画及び運営並びに経費の負担に直接参画はしないが、当該事業の趣旨に賛同し、団体等に奨励の意を表して後援名義の使用を承諾することにより、支援を行うことをいう。

(承諾基準)

第3条 共催又は後援を行う団体等又は事業内容は、委員会の信用を失墜することのないよう、次の各号に該当するものとする。

- (1) 事業等の目的が、市民の教育、学術、芸術、スポーツ等文化の普及向上に寄与するもの
- (2) 広く市民に参加の機会が与えられているもの。
- (3) 公衆の安全及び衛生対策に十分な措置が講じられているもの
- (4) 委員会の方針及び施策に反しないもの
- (5) 公序良俗に反しないもの
- (6) 特定の宗教団体等、政党若しくはこれらの外郭団体等又は特定の主義張りの推進若しくは支持又はこれに反することを目的とした活動と疑われない事業で、委員会の中立性を損なうおそれがないもの
- (7) 暴力団若しくは暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難される関係を有する団体等が関与していないもの
- (8) 営利及び商業宣伝を主たる目的としていないもの。ただし、当該事業の実施による間接的な営利は含まない。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めるもの

(申請の手続)

第4条 共催又は後援の承諾を受けようとする団体等は、あらかじめ申請書(第1号様式)により申請を行う。ただし、申請書の内容が記載されていれば、申請書は任意の様式に代えることができる。

2 共催の申請は、団体等から直接申請を行うのではなく、所管課を経由して申請を行うものとする。

3 申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業内容・計画内容を明らかにする書類(チラシ、プログラム等)
- (2) 料金を徴収する場合は、その金額が分かる書類及び収支見込書
- (3) 初めて申請をする団体等は、団体等の概要が分かる書類(規約・事業関係者名簿・活動実績等)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認める書類

(承諾の決定)

第5条 委員会は、前条の申請書を受領したときは、これを審査し、承諾又は不承諾を決定し、当該申請者に対して、承諾又は不承諾を通知書(第2号様式)により通知する。

(共催の承諾を受けたときの取扱い)

第6条 委員会及び共催の承諾を受けた団体等は、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 別に定める市の施設の使用料の減免
- (2) 市の施設へポスター及びチラシ等の設置
- (3) 市の配布物と合わせたチラシ等の回覧
- (4) 市の広報紙への記事の掲載
- (5) 市章の使用
- (6) ポスター及びチラシ等への「加茂市教育委員会」の共催名義の使用

(後援の承諾を受けたときの取扱い)

第7条 後援の承諾を受けた団体等は、前条第2号、第3号、第4号及び第5号に定めるもののほか、ポスター及びチラシ等への「加茂市教育委員会」の後援名義を使用することができる。

(留意事項)

第8条 男女共同参画社会の形成に資することを目的として、行事等の登壇者

や発言者が2名以上いる場合、その性別に偏りがないように努めるようにするものとする。

(事業の変更・中止等の届出)

第9条 申請書(第1号様式)を提出した後に、事業の中止又は申請書の記載事項等に変更があった場合は、すみやかにその旨を委員会へ報告する。

2 重大な変更が生じたときは、申請書(第1号様式)に準じた文書により変更の申請を行う。この場合、変更内容によっては、委員会は承諾を取り消すことができる。

(共催又は後援の取消し)

第10条 委員会は、団体等又は事業が次の各号に該当すると認めるときは、共催又は後援の承諾を取り消すものとし、取消し通知書(第3号様式)により団体等へ通知する。

- (1) 偽り、その他不正な手段により承諾を受けたとき。
- (2) この要綱及び委員会の指示に違反したとき。
- (3) 違法な行為又は著しく公益を害する等、委員会が不相当と認める行為があるとき。

(事業報告)

第11条 共催事業については、団体等は、事業等実施報告書(第4号様式)により報告をしなければならない。

2 後援事業については、委員会が行政の運営上必要があると認める場合は、団体等に対し、事業等実施報告書(第4号様式)による報告を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、共催、後援に関し必要な事項は別に委員会が定める。

(事務処理)

第13条 申請の審査は、教育長の決裁により可否を決定する。

附 則

1 この要綱は、令和6年7月1日から適用する。

- 2 加茂市教育委員会事業共催及び後援承諾基準(昭和56年9月6日適用)は、令和6年6月30日をもって廃止する。
- 3 この要綱を適用する際、現に従前の基準により承諾がされている事業に関しては、なお、従前の例による。